高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

令和７年４月25日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　芝村　善治

記

１．［２］⑵⑥のうち、「令和６年４月27日から令和６年５月６日、令和６年８月10日から令和６年８月18日、令和６年９月14日から令和６年９月23日及び令和６年12月28日から令和７年１月５日」を「令和７年４月26日から令和７年５月６日、令和７年７月19日から令和７年７月21日、令和７年８月９日から令和７年８月17日、令和７年９月13日から令和７年９月23日、令和７年10月11日から令和７年10月13日、令和７年11月１日から令和７年11月３日、令和７年11月22日から令和７年11月24日、令和７年12月27日から令和８年１月12日、令和８年２月21日から令和８年２月23日及び令和８年３月20日から令和８年３月22日」に改める。

１．［２］⑵⑱ロのうち、「京都縦貫自動車道（ただし、宮津天橋立インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間又は千代川インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの区間に限る。）」を「京都縦貫自動車道（ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までの間においては、宮津天橋立インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間又は千代川インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの区間に限る。）」に改める。

本州四国連絡高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告令和７年第３号

本州四国連絡高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告した「料金の額及び徴収期間」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和７年４月25日

本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長　後藤　政郎

記

２⑶を次のとおり改める。

⑶　通行止めに伴う料金調整

イ　会社が別に定める日の前日まで

本四道路の料金の額のうち、通行止めによって本四道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い、当該迂回経路の終点となるインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車又は迂回する経路がないため途中流出を行ったインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車が通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後の区間の料金の額から以下の額を控除したものとする。ただし、平成26年４月１日から令和16年３月31日までの間におけるＥＴＣ車等については、以下の額を一律150円とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	100円	100円	150円	260円

㈱　本表において、「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表１に定めるものをいう。

ロ　会社が別に定める日から

本四道路の料金の額のうち、通行止めによって本四道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い、当該迂回経路の終点となるインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車又は迂回する経路がないため途中流出を行ったインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車が通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後の区間の料金の額から以下の額を控除したものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	100円	100円	150円	260円

㈱　本表において、「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表１に定めるものをいう。

ただし、会社が別に定める日から令和16年３月31日までの間におけるＥＴＣ車等については、最初に流入したインターチェンジをＡインターチェンジ、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをＢインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる再流入インターチェンジをＣインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをＤインターチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてＡ、Ｂ、Ｃ各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が順方向に走行し、Ｄインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したＣインターチェンジからＤインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する（料金調整後の料金の額が０円を下回る場合には、当該Ｃインターチェンジからインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。）。

ＡＤ－（ＢＤ－ＣＤ）－ＡＢ

㈱　上記の算式において、ＡＢ、ＡＤ、ＢＤ、ＣＤはそれぞれ次の数値を表すものとする。

ＡＢ　：Ａインターチェンジからインターチェンジまでの区間について、⑴及び⑵により算出した料金の額（単位：円）

ＡＤ　：Ａインターチェンジからインターチェンジまでの区間について、⑴及び⑵により算出した料金の額（単位：円）

ＢＤ　：Ｂインターチェンジからインターチェンジまでの区間について、⑴及び⑵により算出した料金の額（単位：円）

ＣＤ　：Ｃインターチェンジからインターチェンジまでの区間について、⑴及び⑵により算出した料金の額（単位：円）

２⑷トのうち、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第１条第15号」に、「令和６年４月27日から令和６年５月６日、令和６年８月10日から令和６年８月18日、令和６年９月14日から令和６年９月23日及び令和６年12月28日から令和７年１月５日」を「令和７年４月26日から令和７年５月６日、令和７年７月19日から令和７年７月21日、令和７年８月９日から令和７年８月17日、令和７年９月13日から令和７年９月23日、令和７年10月11日から令和７年10月13日、令和７年11月１日から令和７年11月３日、令和７年11月22日から令和７年11月24日、令和７年12月27日から令和８年１月12日、令和８年２月21日から令和８年２月23日及び令和８年３月20日から令和８年３月22日」に改める。